



第428号

昭和46年3月20日

昭和24年10月10日第三種郵便物認可

# やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所

八尾市本町1 TEL代03881

印刷所 サンケイ印刷株式会社

市 民 憲 章 わたくしち八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたたかい心でまじわりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよろこびに生きましょう。

## 選 挙

### 府議会議員・知事選挙の投票

4月11日(日)

### 市議会議員・市長選挙の投票

4月25日(日)

統一地方選挙の投票日が近づきました。明るく正しい選挙を行なうために政策や政見をよく聞いて、投票日には1人残らず投票しましょう。

●午前7時から午後6時まで

#### ■投票する順序は次のとおりです

府議会議員、知事選挙は、さきに府議会議員、あとで府知事の投票。市議会議員、市長選挙は、さきに市議会議員ついで市長の投票を行ないます。

両日とも、2つの選挙の投票を行ないますからまちがえないように投票してください。

#### ◆投票用紙は色分けしています

投票所では、府議会議員選挙の投票用紙(うす茶)と府知事選挙の投票用紙(白色)を、また、市議会議員選挙(浅黄色)の投票用紙と市長選挙の投票用紙(白色)を別々にお渡しします。

投票用紙をまちがえないように記入し、それぞれの指定された投票箱へ入れてください。

#### ■投票所入場整理券は郵送します。

投票所入場整理券は「郵便はがき」でお送りします。

入場整理券は1枚の郵便はがきに3名分記入できるようにになっています。11日(府議・知事)25日(市議・市長)の両方の整理券を1枚の「はがき」でお送りします。

#### (使用方法)

投票所へ行かれる時は、自分の名前の分を「キリトリ線」で切り、府議・知事選挙投票所入場整理券と市議・市長選挙投票所入場整理券を切りはなさないで「はがき」の上部に印刷してある投票所へご持参ください。

本人以外の投票所入場整理券はぜったいに使わないでください。

万一、事務の手ちがいで入場整理券が届か

なかったり紛失された場合でも、投票資格のある人は投票できます。

#### ■不在者投票の方法が変わりました

選挙人で投票当日、やむを得ない用務で投票に行けない人は不在者投票の制度を利用し、あらかじめ投票をすることが出来ます。

不在者投票の手続きが改正され、不在者投票事由証明書の提出がいなくなり、そのかわりに選挙人は投票当日、不在であることを誓う宣誓書を提出しなければなりません。

不在者投票をしようとする人は、投票所入場整理券を持って、まず選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に行き、そこで投票当日不在となることを申し立て、備えつけの宣誓書の用紙に、その旨を記載して署名のうえ印を押

してください。

投票用紙は郵便でも請求することが出来ますが(他市町村に滞在している人のみ)その場合滞市区町村の選挙管理委員会に備えつけの宣誓書用紙にその旨を記載し住所氏名を記載し、必ず押印してください。

#### ＜不在者投票のできる期間＞

不在者投票は選挙の期日の告示日から投票日の前日(知事選挙については3月17日から4月10日まで、府議会議員選挙については3月30日から4月10日まで、市議会議員・市長選挙については4月15日から4月24日まで)まで、土曜、日曜を問わず、午前8時30分から午後5時までの間に行なうことが出来ます。

#### ■投票区域の訂正について

やお市政だよりでお知らせいたしました投票所一欄表の投票区域欄に一部の地区の記入もれ等がありましたので次のように追加訂正します。

#### ■一部の投票所を変更します。

会場の都合で一部の投票所を次のとおり変更または増設しますからまちがえないようにしてください。

これ以外の投票所はいままでのとおりです。

(くわしくは、やお市政だより3月5日をごらんください)

| 投票区 | 投票所          | 所在地            | 投票区域(追加訂正分のみ) |
|-----|--------------|----------------|---------------|
| 4   | 植松公民館(東青年会場) | 八尾市植松町2丁目13    | 大字植松の一部       |
| 5   | 竜華小学校        | 八尾市東太子堂1丁目6-12 | 植松町4、5、7、8丁目  |
| 6   | 安中中学校        | 八尾市陽光園2丁目7-33  | 八尾座           |
| 32  | 聞法寺          | 八尾市大字弓削463     | 二俣            |
| 35  | 天王寺屋青年会場     | 八尾市大字天王寺屋      | 老原の一部         |

| 投票区 | 新投票所   | 旧投票所    | 投票区域                                                             |
|-----|--------|---------|------------------------------------------------------------------|
| 2   | 太田公民館  | 正敬寺     | 太田、若林町、丹北太田                                                      |
| 10  | 慈願寺    | 市立婦人会館  | 本町2-3丁目、栄町1-2丁目、光南町1-2丁目                                         |
| 20  | 福万寺集会所 | 北山本幼稚園  | 福万寺町1-8丁目、福万寺町北1-6丁目、山本町北6-8丁目、桂町5-6丁目、高砂町2丁目、3丁目の一部、4-5丁目、小畑4丁目 |
| 27  | 南高安中学校 | 南高安公民館  | 恩智(西町、池田、森小路第1、第2、乾小路、る林、共和)                                     |
| 32  | 聞法寺    | 弓削神社社務所 | 弓削(乾町、長町第1、第2、興町第1、第2、末町、中町、東之町、)宮ノ町二俣                           |
| 33  | 志紀小学校  | 志紀中学校   | 田井中(北町、南町、住宅東第1(第3)老原立花町第1、第2、高砂町第1-第3、清水町第1、第2、高田町第1、第2         |
| 37  | 久宝園集会所 |         | 久宝園1-3丁目、末町町5丁目、美園町4丁目                                           |

#### ■投票所入場整理券■

|                                         |                         |                                         |                         |
|-----------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------|-------------------------|
| 投票場所                                    | 八尾市民ホール                 | 投票時間                                    | 午前7時から<br>午後6時まで        |
| 46.4.25<br>八尾市議<br>市長選挙<br>投票所入<br>場整理券 | 名簿<br>No. 11<br>氏名 八尾太郎 | 46.4.11<br>大阪府議<br>知事選挙<br>投票所入<br>場整理券 | 名簿<br>No. 11<br>氏名 八尾太郎 |
| 46.4.25<br>八尾市議<br>市長選挙<br>投票所入<br>場整理券 | 名簿<br>No. 11<br>氏名 八尾花子 | 46.4.11<br>大阪府議<br>知事選挙<br>投票所入<br>場整理券 | 名簿<br>No. 11<br>氏名 八尾花子 |
| 46.4.25<br>八尾市議<br>市長選挙<br>投票所入<br>場整理券 | 名簿<br>No. 11<br>氏名 八尾一郎 | 46.4.11<br>大阪府議<br>知事選挙<br>投票所入<br>場整理券 | 名簿<br>No. 11<br>氏名 八尾一郎 |



# やお市政だより

2

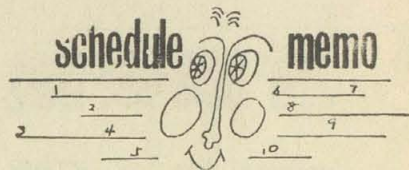
第428号

昭和46年3月20日

## 市の行事

|                |                                                                                                |                                                                                                      |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3<br>26<br>(金) | ★ 家児 ★ 身障<br>★ 成人学級講座生募集 10.00-18.30<br>教育センター公民館                                              | ★ 3種混合予防接種(2回目) 13.30-15.00 八尾小                                                                      |
| 27<br>(土)      |                                                                                                |                                                                                                      |
| 28<br>(日)      |                                                                                                |                                                                                                      |
| 29<br>(月)      | ★ 家児 ★ 心配                                                                                      | ★ 老人大学卒業旅行(〜30日) 堺(延寿荘)                                                                              |
| 30<br>(火)      | ★ 家児 ★ 交通 ★ 青少<br>★ ボクとママの体操教室 13.30-16.00 教育センター<br>★ 不用犬の引き取り 9.00-15.00 八尾保健所               |                                                                                                      |
| 31<br>(水)      | ★ 家児 ★ 結婚                                                                                      |                                                                                                      |
| 4<br>1<br>(木)  | ★ エイプリルフール<br>★ 婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30-16.00 教育センター<br>★ 一般スポーツ教室(ク) 17.30-21.00 ク             | ★ 防災の日<br>★ 狂犬病予防接種 10.00-15.00 八尾中<br>10.00-12.00 南高安中<br>13.00-15.00 八尾自動車教習所                      |
| 2<br>(金)       | ★ 家児 ★ 身障<br>★ 府の巡回交通相談 10.00-16.00 市民相談室                                                      | ★ 狂犬病予防接種 10.00-15.00 用和小<br>10.00-12.00 高安出張所<br>13.00-15.00 信貴山口駅前                                 |
| 3<br>(土)       | ★ 習作展 9.00-19.00 労働会館分館(植松)                                                                    |                                                                                                      |
| 4<br>(日)       | ★ 習作展 9.00-19.00 労働会館分館(植松)                                                                    |                                                                                                      |
| 5<br>(月)       | ★ 少年を守る日<br>★ 家児 ★ 心配                                                                          |                                                                                                      |
| 6<br>(火)       | ★ 家児 ★ 交通 ★ 青少<br>★ ボクとママの体操教室 13.30-16.00 教育センター<br>★ 出張献血 10.00-15.00 市立病院                   | ★ 狂犬病予防接種 10.00-15.00 山本小                                                                            |
| 7<br>(水)       | ★ 家児 ★ 結婚                                                                                      | ★ 狂犬病予防接種 10.00-15.00 久宝寺中、日の出市場                                                                     |
| 8<br>(木)       | ★ はなまつり ★ 家児 ★ 青少 ★ 行政<br>★ 婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30-16.00 教育センター<br>★ 一般スポーツ教室(ク) 17.30-21.00 ク | ★ 狂犬病予防接種 10.00-15.00 久宝寺口桜橋児童公園<br>山本球場<br>★ 恩智青年団・八尾市老人クラブ桜まつり 10.00- 恩智城趾                         |
| 9<br>(金)       | ★ 家児 ★ 身障<br>★ 3歳児の健康診査(42年10月生まれ男児) 13.30-15.00 八尾保健所                                         | ★ 3種混合予防接種(3回目) 13.3-15.00 曙川国家公務員合同宿舍集会所<br>★ 狂犬病予防接種 10.00-12.00 桂隣保館、曙川出張所<br>13.00-15.00 志紀田井中神社 |
| 10<br>(土)      |                                                                                                |                                                                                                      |

★みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係へ(TEL91-3881)



NEWS

### 《生活学校生を募集》

社会教育課では、主婦の勉強場として日常の消費生活などを話し合い、生活を改善していく『生活学校』を開設していますが、4月からの学校生を募集しています。

☆定員 100名

☆資格 市内在住の主婦

☆申込場所 社会教育課(電23-5102)または公民館分室婦人会館(電22-6185)へ



### 《防火標語を募集》

消防署、火災予防協会では防火の大切さをうたえる『防火標語』を募集しています。

☆応募の資格 市内に居住または勤務(字)している方

☆応募の方法 官製はがき1枚に1句を書き住所氏名を明記してください。

☆締切り 3月31日(水)

くわしいことは消防本部予防課(電92-2281)へ



### 《春の交通安全運動》

4月5日から1週間『春の交通安全運動』がおこなわれます。

交通事故のなかでも、駐車違反が影響しものが35%も占めています。

わずか1台の駐車から道がふさがって交通マヒをおこしたり、飛び出し事故の原因になります。

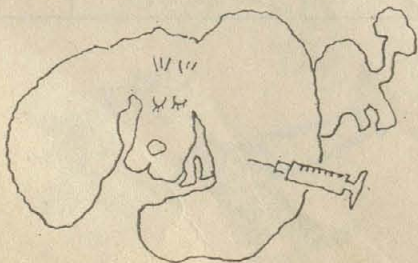
駐車違反はぜったいにやめましょう。

### 人の動き 46年1月末現在

|               |               |
|---------------|---------------|
| 人口総数          | 222,591(+629) |
| 男             | 112,144(+337) |
| 女             | 110,447(+292) |
| 世帯数           | 66,952(+215)  |
| ( ) 内は前月からの増減 |               |

身障 = 身体障害者相談 心配 = 心配ごと相談 結婚 = 結婚相談 いずれも13時〜16時 福祉会館で 家児 = 家庭児童相談 10時〜16時 福祉会館で 青少 = 青少年愛護相談 9時〜17時 教育センターで 交通 = 交通相談 法律 = 法律相談 行政 = 行政相談 いずれも13時〜16時 市民相談室で 人権 = 人権相談 14時〜16時 人権擁護委員会室

## ●お宅のワンちゃんにも狂犬病予防接種をしましょう



4月1日から狂犬病予防接種を行ないますので、犬を飼っておられるかたは、近くの接種場で必ず受けてください。

また、飼い犬の登録も同時に受け付けます。

費用は、登録手数料300円、注射手数料250円、注射済票交付手数料60円です。(雨天中止)

4月1日(木) 八尾中学校 ○南高安中学校 △八尾自動車教習所

2日(金) 用和小学校 ○高安出張所 △信

貴山口駅前

6日(火) 山本小学校

7日(水) 久宝寺中学校 日の出市場

8日(木) 久宝寺口桜橋児童公園 山本球場

9日(金) ○桂隣保館 ○曙川出張所 △元

山本小学校跡の空地 △志紀田井中神社

○印は午前10時〜12時、△印は午後1時〜3時、その他のところは午前10時〜12時、午後1時〜3時の2回行ないます。



# やお市政だより

第428号

3

昭和46年3月20日

## お知らせ

### ●保険税のこと

電91-3881 内線 243

#### ■国民健康保険税納税通知書がカナ文字になります

ことしから国民健康保険税納税通知書を電子計算機で作成することになりましたので、納税者の皆さんの住所・氏名がカナ文字になりました。

また、様式も一般市税と同様のものになり八尾市、東大阪市内の郵便局からも納税していただけるようになります。

様式の変更、お名前のカナ文字化等についてご不便な点もあると思いますが、よろしくご協力をお願いします。

なお、名前等の読み方に誤りがありましたら、納税通知書に同封してあるハガキにふりがなをつけて折り返しお知らせください。

＜国保税納税通知書は4月1日づけで郵送＞  
国保税納税通知書はこれまで4月1日づけでお送りしていましたが、ことしは4月11日づけでお送りしていましたが、ことしは4月1日づけで郵送することになりました。

しかし、納期限は今までどおり第1期分は4月26日、第2期分は6月25日、第3期分は8月25日です。

#### ■仮算定分の期別が3期分が変わります

いままでは仮算定分の期別は、1、2期分でしたが、ことしから1、2、3期分と変わります。

このため、本算定の期限も従来の3、4、5、6期分から4、5、6期分となり、本算定時期も従来の8月から10月に変わります。

しかし、納期限は従来どおりで変わりません。

コクミンホケンゼイ

### ●融資のこと

電91-3881 内線 237

#### ■中小企業に事業資金のあっ旋を行なっています

中・小規模企業に事業に必要な資金のあっ旋を行なっています。

##### ▷八尾市中小企業融資

☆申込資格 産業課でできる業種に該当する企業で次のいずれかの規模のもの

①資本金の額または出資の総額が500万円以下の会社、組合

②常時使用する従業員が300人（商・サービス業は50人）以下の法人か個人

③事業協同組合、協業組合で、構成員の3分の2以上が①と②にあてはまる組合

☆融資限度額 無担保300万円まで（ただし無保証人の場合は50万円まで。また他の保証融資を受けているときは、その残額を含んで300万円まで）

☆融資期間 運転資金 24カ月 設備資金 36カ月 ☆返済方法 原則として6カ月目から分割返済 ☆利率 年8.4%

▽小規模企業事業資金あっせん融資

☆融資限度額 1事業者について無担保で200万円（組合300万円）担保付で150万円合計350万円（組合600万円）ただし無担保無保証人のときは100万円まで ☆融資期間 設備資金と50万円以下の運転資金＝3年以内 50万円以上の運転資金＝2年以内 ☆返済方法 6カ月目から融月分割返済 ☆貸付利率 年8.4%

##### ▽中小企業長期設備資金融資

・融資限度額 1事業者100万円まで（すべて担保付）・融資期間 5年以内 ・貸付利率 年8.4% ・返済方法 6月目から融月分割返済

希望される方は市産業課へお問い合わせください。

事業資金融資あっせん

### ●講座のこと

電23-4115

#### ■労働会館分館（植松）で文化講座生を募集します

労働会館分館では勤労者を対象に第6期文化講座を開きます。

☆期間 46年5月～47年3月

☆会場 労働会館分館（近鉄バス植松または太子堂下車すぐ）

☆受講資格 15歳以上の市内在勤者

☆申込み日 4月18日（日）午前10時から午後5時まで（申込み書も当日会館でお渡しします）

☆受講料 無料 材料費などは各自負担していただきます。

☆申込みについての注意 申込みは必ず印鑑を持参してください。

なお、定員に達したときは締切ります。

##### ＜日程＞ ①5月開講分

茶道講座＝Aクラス（火曜、午前9時～12時）Bクラス（金曜、午前9時～12時）Cクラス（水曜、午後6時～9時）Dクラス（金曜、午後6～9時）各組とも定員30名

華道講座＝Aクラス（土曜 午前10時～12時）Bクラス（水曜午前10時～12時）Cクラス（木曜 午後6時～8時）Dクラス（火曜 午後6時～8時）各員とも40名

手芸講座＝Aクラス（水曜 午後1時～3

時）Bクラス（木曜 午前10時～12時）Cクラス（金曜 午後6時～8時）各組とも30名  
陶芸教室（水曜、午後6時～8時）30名  
絵画教室（土曜、午後6時～8時）30名

##### ②7月開講分

労働講座（金曜 午後6時～8時）50名  
文学教室（木曜 午後6時～8時）

小野十三郎氏、秋田実氏ら講師陣 100名

なお、一般市民はA、Bクラス、勤労者はC、Dクラスに区分します。

また、茶道、花道、手芸は毎月第1、2、3の各曜日（月3回）その他は毎週

＜4月3、4日に習作展＞

文化講座生の1年間の成果をみなさんに見ていただくため4月3、4日の両日、労働会館で習作展を開きますので一般の方もごぞっておこしください（無料）

☆習作展 生花、手芸、絵画、デザイン 4月3日、4日 午前9時～午後7時

茶会 3月4日 午前11時～午後4時

文化講座生募集！

### ●下水道のこと

電91-3881 内線 258

#### ■新築、増築される方は下水道課へ申請手続きをしてください

新しく家を建てられる方や建築をされる方で次の地区にあてはまる方は、排水設備の手続きが必要になりました。

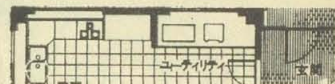
この地区は、公共下水道がすでに布設されたところや、46年度事業で布設予定の地区で家庭污水、浄化槽排水、工場排水などの排水を公共下水道に接続可能な地区です。

新築、増築される方は、建築確認書を提出する際、下水道課へ家の位置図・配置図を添付して申請手続きをしてください。

申請用紙は下水道課にあります。

＜該当区域＞佐堂町1・2・3丁目、宮町1・2丁目と3・4丁目の1部、末広町1・2・3丁目の一部、山城町1・2丁目と3・4・5丁目の一部、北本町1・2丁目と3・4丁

目の1部、光町1丁目と2丁目の1部、本町1・2・5・6・7丁目と3・4丁目の一部、南本部2・3・4・5丁目と1・6・7・8丁目一部、清水町1・2丁目、光南町1・2丁目、明美町1・2丁目、陽光園1・2丁目、南本町1～5丁目、松山町1・2丁目、安中町1・4・5・6・7・8丁目と9丁目の一部、栄町1・2丁目の一部、大字安中町・美園町1・2・4丁目の1部、久宝園1・2・3丁目の1部、大字別宮・宣振町



### ●自動車のこと

電91-3881 内線 225

#### ■軽自動車などの廃車、車籍の移転は必ず申告しましょう

軽自動車や原動機付自転車が使えなくなつて放置したり売却するとき、または他市へ転出されるときは、必ずつぎの申告が必要です

##### ＜原動機付自転車（125ccまで）＞

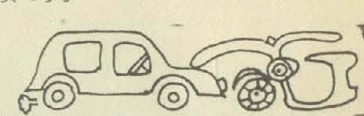
☆廃車のとき プレート、販売証明書（または申告済証）印鑑を持参のうえ税務課へ

☆車籍の移転のとき 廃車の申告と同時に廃車証明書の交付を受け、移転先の市町村へ申告してください

##### ＜転自動車＞

軽自動車税納税証明書（市税務課で交付）軽自動車届出済証、ナンバープレート、印鑑を持参のうえ、府陸軍事務所（寝屋川市高宮885-1）へ廃車申告してください。

プレートを紛失されたときは、印鑑証明が必要です。



### ●恩給のこと

電91-0090

#### ■戦没者の父母等に対する特別給付金の支給範囲が拡大されます

①遺族援護法の一部が改正されたことによる防空監視隊員、被徴用者等勤務関連者の遺族給付金の受給権利者（父母）に特別給付金が支給されることになりました。

②特別法が改正されたことにより、在職期間経過後死亡にいたるまでの期間制限撤廃で特別扶助料または特別遺族年金を受けられるようになった父母。

☆請求期間 昭和45年10月1日から3年間

☆請求先 福祉会館内社会課

##### ＜抑留加算地域の拡大＞

旧連人等が戦後引続き南西諸島・小笠原諸島、硫黄列島、南鳥島、千島列島において抑留されていた期間について加算（ひと月につきひと月の加算）されます。

#### ■引揚者特別交付金の請求は3月末までです

外地からの引揚者と引揚者の遺族の方に引

揚者特別交付金を支給しています。

この特別交付金は、終戦時の年齢や在外年数などに応じて1人最高17万円から2万円まで国債で支給されています。

☆対象者 外地で昭和20年8月15日まで引続いて一年以上生活の本拠をもって、終戦日以後に日本に引き揚げた人

引揚者が昭和42年8月1日以前に亡くなっている場合や、引き揚げる前に外地で亡くなっている場合は、遺族の方が配偶者・子・父母・孫の順で交付金を請求することができます。

☆請求期間 昭和46年3月31日まで

申請その他くわしいことは福祉会館内社会課（光南町）まで

戦没者父母に特別給付金

### ●人事のこと

電22-1661

#### ■水道の検針員（委託）を募集しています

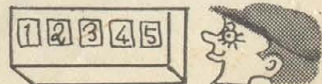
水道局では、次のとおり水道の検針員（委託）を募集しています。

☆仕事の内容 市内の各家庭の水道メーターを見てまわるは事でだれにでもできます。

☆収入 月額5万円以上

☆資格 ①自転車に乗れる健康な人 ②市内または近隣在住で身元保証人2人をたてられる人

☆申込み 自筆履歴書、戸籍謄本各1通、証明書用写真2枚をそえて、日・祝日をのぞく毎日午後8時45分から午後5時まで水道局総務課人事係へ







# やお市政だより

第428号

4

昭和46年3月20日

## 市民のページ

郷土の歴史をたずねて—

### 八尾の古墳 —その6 ●沢井浩三（郷土史家）

#### ●東塚（ひがしづか）古墳

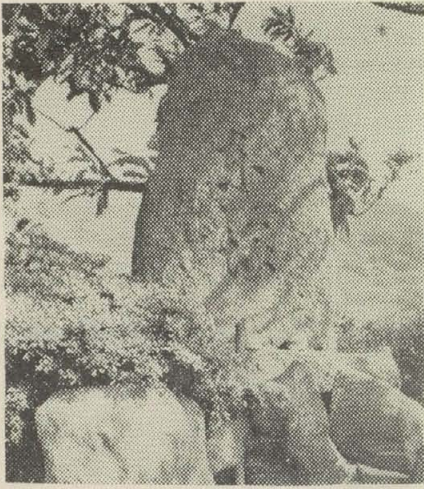
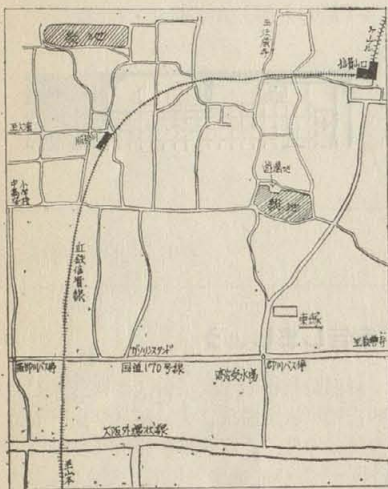
東高野街道（国道170号）から、近鉄信貴山口駅に上る新道（しんみち）のすぐ東南わき、標高20mの所、扇状地の端にある。いまは、住宅内の庭園となり、築山（つきやま）の形をなして残されているが、内部の模様をうかがうことはできない。いま、築山の全長は33mあり、南端に東塚と刻した碑がたてら

れてある。

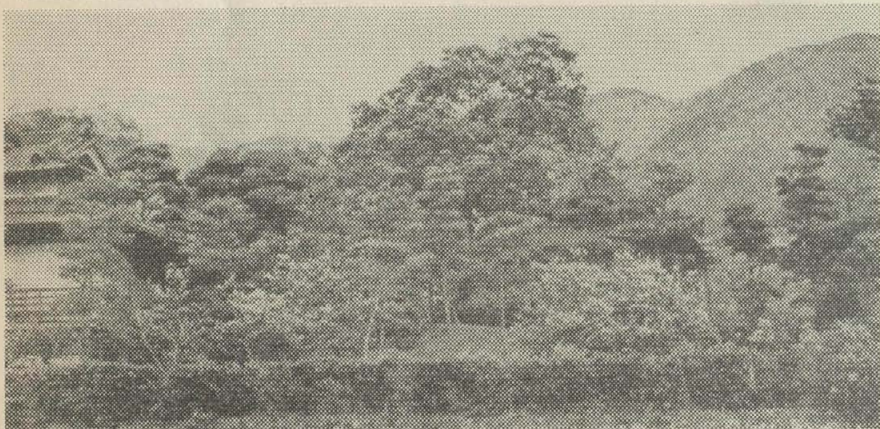
横穴式石室をもった南面の前方後円墳で、昭和3年の陸軍特別大演習実施にあたって、ここに新道が開かれたとき、この東塚の封土が採取されて用いられたという。その際、大きなつばの類が出土したようである。

同様のものが東高野街道の西側にもあるので、これを東塚と呼んでいる。

（つづく）



写真⑨東塚の碑⑨東塚



### 河内弁

その6

#### ●河内弁の細かい特徴について



#### ■河内弁の細かい特徴について

ぐつ…都合、ぐつ悪い…都合が悪い、工合悪い

ぐんのみ…丸のみ

けんたい…当然のこと

ご膳…ごはん、食事

こっぼり…ぼっくり

ことづけ…伝言、ことづて

こうこ…たくあん漬

さら、まっさら…新しい、真新しい、新品

しまつ…節約

しょしき（諸式）…諸物価

しんしょ…身代、資産

しゃもじ…杓子

じょり…ぞうり

じばん…じゅばん

しゃつぽ…帽子

すか…あてはずれ、不在、すかたん…あべ

こべ、へま

すぐいち…みつ口、鬼唇

ぞうよう（雑用）…費用

そうれん…葬儀

そやさかい…そうだから、そやおまへん…

そうではない

だいこ…大根

たのむし…頼母子講

だんない…かまわない

たのき…たぬき

たのし…たにし

（つづく）

### 中河内郡誌にみる昔の郷土行事

#### 《4月の行事》

4月3日 《春事（はるごと）》

地方により一定せざれども、概して3月16日最も多し、この日一般業を休み、餅を搗き児女等弁当を携へ、野山に遊山す

（中河内郡誌より）

★…野に山に、花ほころび、小鳥がさえずるところになると、農家では、よもぎを摘んで、草もちを作ったり、弁当を持って野山に行き

春の一日を、自然の中でのんびりと過ごします。

この《春事》について、久宝寺村誌をみると、次のように説明されています。

4月16日 《春事》

春日田家といい、農家は草餅を搗き、或は餡餅をつくり、親類、縁者、知人の下（もと）に配るなり。古来、田舎（いなな）の草餅と称し、好評噴々（さくさく）たるものなり、翌17日は、俗に春休みといい、手づくりの弁当を携えて、嬉々（きぎ）として野原に行くもの多し。

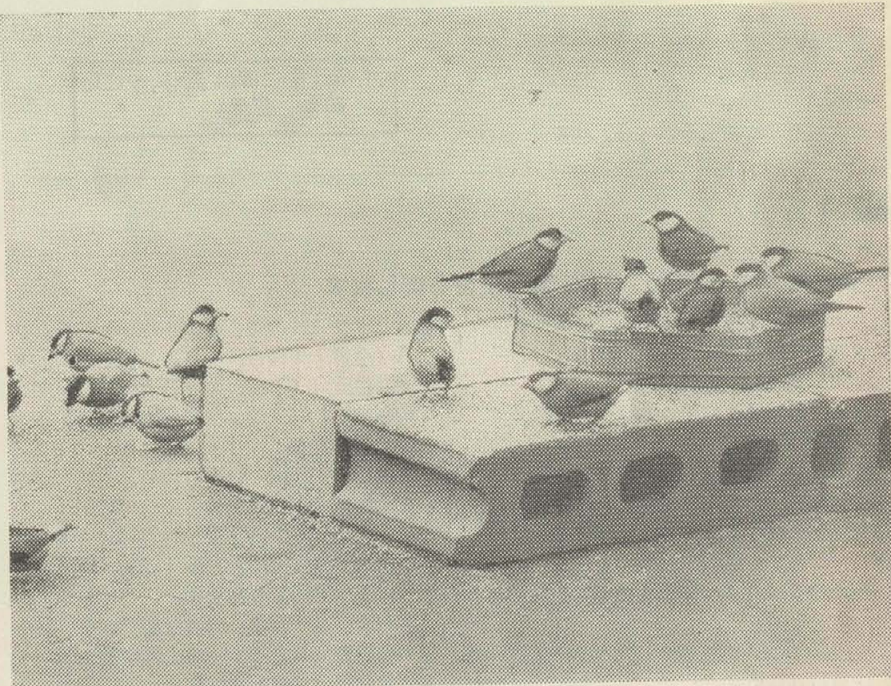
往時は、菜花満開、青麦と相和し（あいわし）、恰（あたか）も毛氈（もうせん）を敷きつめたるの盛観を呈し、胡蝶（こちょう）戯（たわむ）れ、雲雀（ひばり）は空中をかけ、大自然の春景を賞美し、一日の行楽を恣（ほしいまま）にすることを得たり。

しかるに、星移り、世変わり、菜花はほとんどそのあとを没し、今は見るべきものもなくただ春色を賞するに過ぎざれども、かえって殷賑（いんしん）をきわめ広茫（こうぼう）たる田園人をもって埋むるの盛況を現出するという。（久宝寺村誌より）

これによりますと、草餅は、古く「いなな」の草餅」といい、大変好評だったようです。

次の日は仕事を休み、弁当を持って、家族ぐるみで野山に出かけました。

むかしは菜の花が咲き、ひばりが空高く飛び、大自然の春を思う存分あじわうことができたけれど、いまでは菜の花も少なくなり、ただ何となく春を感じることはできなくなってしまったようです。



#### ●八尾神社で野生文鳥100羽のえづけに成功しました

野生文鳥のえづけに成功した八尾神社宮司の浅井愛三さんのところに連日、遠くからの見物人やエサの差し入れが相ついでいます。

3月3日にえづけの先輩にあたる東大阪市の辰己さんが浅井さんを訪れ、東大阪野鳥の会発行のピラ（野鳥をかわりがりましょう）10枚を「野生文鳥の天国にしてあげてください」と手渡し、巣箱の作り方、飼育法を伝授

しました。

このほかにも、天王寺や藤井寺から老人がアワやヒエを持ってきたのを始め、近くの東城町会からエサ代として1000円が寄付されました。

境内には見物人のために半紙に、野生文鳥がエサを食べる時間を書いて張り出すなど野生文鳥の天国建設は順調に進んでいます。





# やお市政だより

第428号

5

昭和46年3月20日

## 市民のページ

### ●放し飼い、鑑札があっても捕獲されます。ご注意ください。

#### 〈犬は正しく飼ってください〉

犬族にとってはきびしい春がやってきます。いよいよこの4月から、「飼い犬条例」が施行されることになり、たとえ首輪に鑑札注射済票をつけていても放し飼いにしていると捕獲されることになりました。

#### ●犬はつないで飼うことを義務づけられました

この条例では、まず他人にかみつかぬよういつもつないで飼う（第2条）不用になっても捨ててはいけない（第4条）家の出入口にはひと目で犬を飼っていることがわかるようにしなければならぬ（第3条）人にかみつくと恐れがあるときは口輪をつける（第6条）などが義務づけられました。

#### ●道端や公園にふん便をさせても条例違反です

よく犬を道や公園に散歩につれて行く人がいますが、その時にふん便をさせたまま放



ておくことも条例（第5条）で禁止しています。

家でさすときたない、くさいとかいって公衆の集まる所へ、人がいない時につれていきふん便をさすなどはもってのほか、きびしく罰せられます。

#### ●野犬は毒餌で一掃できるようになりました

登録と狂犬病予防注射を済ませた鑑札や済票を首輪につけていても放し飼いをしていますとすべて捕獲され（第7条）、これまででなかった毒餌による野犬の一掃も（第8

条）できることになりましたので、飼い犬でもつねにつないで飼うようじゅうぶんに注意ください。

#### ●野犬をつくらぬようご協力ください

このような条例をつくっても犬を捨てたり、見知らぬ犬に餌を与えたりしますと野犬をふやすことになります。

犬が不用になったときは必ず保健所へつれていってください。

#### ●犬を飼うための費用は……

|                   |          |
|-------------------|----------|
| ☆登録（鑑札）手数料—毎年1回—  | 300円     |
| ☆狂犬病予防注射手数料—春秋2回— |          |
| 1回                | 250円     |
| ☆同注射済票交付手数料       | 1回 60円   |
| ☆再交付手数料           | 鑑札 100円  |
|                   | 注射済票 30円 |

なお、第2面に春の狂犬病予防注射の日程を掲載しました。犬を飼っておられる方はご覧ください。

### この人

山畑の

斎藤孝司さん



#### ●花づくりの勉強にアメリカ、ロス市へ出発しました

花づくりの技術向上のため、山畑18の斎藤孝司さん（26歳）が、農業技術者海外派遣農業実習生として、先月27日、アメリカへ渡りました。

この海外派遣実習生は、社団法人国際農友会が農業技術者に海外の農業・園芸技術を習得してもらおうと、毎年全国から代表を選んで送り出しているものです。

こしは150名の派遣実習生が選ばれましたが、大阪府下からは、斎藤さんただひとりが派遣実習生に選ばれました。

斎藤さんは草花の栽培で知られる「フラワーソサエティ」の経営者、斎藤清次郎さんの次男で、長男の晏弘さんといっしょに花壇の草花栽培の手伝いをしてきた花づくり一家の一員ですが、大学でも農学部で草花を専攻し、近代農業を修めた農業技術青年です。

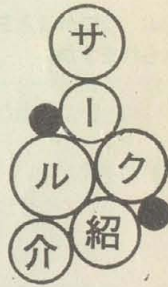
また、このアメリカ派遣にそなえて、斎藤

さんは昨年8月、東京で20日間合宿し、体力づくりや英語のレッスンなどの研修も受けています。

アメリカではカリフォルニア州のロサンゼルス近郊の農場で実習生として1年間、花の栽培技術を勉強します。

斎藤さんの夢は、花の栽培を機械化して大量生産し、コストダウンによって、だれでも手軽に花を買えるようにすることで、町中を花で埋めたいということです。

先月17日、斎藤さんは自分が育てたパンジーを持って市役所に市長をたずね、渡米の報告をしました。市長から「市の特産である花の栽培向上のためがんばってください」とはげまされ「アメリカで新しい栽培技術をどんどんマスターし、将来の草花栽培に役立てます」と話していました。



#### ●民謡サークルただいま特訓中

##### 老人ホーム慰問を計画しています

敬老会でお年寄りに民謡を楽しんでもらおうと、山本北の細田喜野子さんが中心になって作った、にわかづくりの民謡グループが、今では32名の部員をかかえるサークルに成長しました。

昨年9月、山本児童公園で開かれた敬老会で河内音頭を披露しようと、山本婦人会の細田さんら20名がにわかづくりの民謡グループを作りましたが、せっかく練習を初めたのだからと、その後も月2回、山本児童公園の集会所で練習を続けてきました。

練習する曲目は北海道から沖縄まで有名な民謡は部員全員が習得することを目標にしており、これまで北海道の「ソーラン節」青森の「ドンドンパンパン」八戸小唄長野の「伊豆節」宮城の「大漁唄い込み」新潟の「おけさ節」と北海道をふり出しに順に南へ進

んでいます。

古典的な民謡だけでなく、テンポの速い「豆ち音頭」などの若者向けの材料も練習しています。

部員は全員が家庭の主婦で平均年齢は40歳ですが、レジャーと美容体操をかねながら、日本の民謡を覚えられとあって、練習日には、ほとんど欠席者がいないということです。

最近、部員がふえて集会所も狭くなったので、山本駅前銀行の一室を借りて練習をしています。銀行の行員たちの間にまで民謡熱がどかんになってきたということです。

練習は毎月2回（月曜）で会費は1,000円です。

サークルでは4月に養護老人ホームを慰問することを計画していますが、部員たちは今この練習に大わらわです。





# やお市政だより

第428号

6

昭和46年3月20日

## 市民のページ

社会福祉は市政のなかでも重要な役割りをしています。

とくに平均寿命の伸びとともに老人問題がクローズアップされ、身体障害者福祉、精神薄弱者福祉も充実がさげられています。

今回は市民のみなさんが社会福祉問題についてどのような意識をもっておられるかをアンケートしてみました。

今回、この電話アンケートにご協力いただきました世帯は、事業所、会社、不在の世帯をのぞいて128世帯でした。

問(1) 家庭内での老人の立場は、最近では向上していると思われますか

- ①向上している……………53 (41.4%)
- ②変わらない……………37 (28.9%)
- ③かえって低下してきた……………22 (17.2%)
- ④わからない……………16 (12.5%)

問(2) 老人に対する市の福祉行政をどのように思われますか

- ①今のままでじゅうぶんである……………7 (5.5%)
- ②老人のための施設をもっとふやすべきだと思う……………47 (36.7%)
- ③敬老金の額をもっとふやすべきだと思う……………24 (18.9%)
- ④もっと老人を大切にしようと、市がPRすべきだと思う……………26 (20.3%)
- ⑤その他……………4 (3.1%)
- ⑥わからない……………20 (15.6%)

問(3) あなたのお宅には65歳以上のご老人がおられますか

- ①いる……………40 (31.2%)
- ②いない……………88 (68.8%)

問(3)で「いる」と答えた人のみ問(4)

問(4) なにか収入を得る仕事や職業を持っておられますか

- ①持っている……………15 (37.5%)
- ②持ちたいが適当な仕事がない……………5 (12.5%)
- ③持つ必要がない……………13 (32.5%)
- ④働けない……………7 (17.5%)

問(5) 敬老の日をご存知ですか

- ①9月15日である……………60 (46.9%)
- ②あることは知っているが、くわしい日は知らない……………64 (50.0%)
- ③あることを知らない……………0
- ④わからない……………4 (3.1%)

問(6) 市・府から身体障害者(児)、精神薄弱者(児)に給付金が支給されていることをご存知ですか

- ①知っている……………54 (42.2%)
- ②聞いたことはあるがはっきり知らない……………24 (18.8%)
- ③知らない……………47 (36.7%)
- ④わからない……………3 (2.3%)

問(7) し体不自由児の指導・訓練のため、し体不自由児訓練所が設けられていることをご存知ですか

- ①知っている……………40 (39.1%)
- ②聞いたことはあるがはっきり知らない……………26 (20.8%)

### 電話アンケート

(6)

## 社会福祉



### 広場が全然ないので困っている43.8%

- ③知らない……………51 (39.8%)
- ④わからない……………1 (0.8%)

問(8) 市ではチビッコ広場を作っていますが、こどもが安心して遊べる広場は、これでじゅうぶんだと思えますか

- ①すぐ近くにあるので安心だ……………15 (11.7%)
- ②遠くにしかないので困る……………27 (21.9%)
- ③広場が全然ないので困る……………56 (43.8%)
- ④こどもがいないのでわからない……………1 (0.8%)
- ⑤もっとふやしてほしい……………12 (9.0%)
- ⑥もっと充実したものを作ってほしい……………4 (3.1%)
- ⑦その他……………3 (2.3%)

問(9) いろいろな悩みや結婚問題を相談するため「心配ごと相談所」「結婚相談所」が

設けられていることをご存知ですか

- ①知っている……………93 (72.7%)
- ②知らない……………28 (21.9%)
- ③わからない……………7 (5.5%)

問(10) 福祉行政の中で、最も力を入れてほしいものを一つあげてください

- ・老人問題32 (25.0%)
- ・こどもの遊び場16 (12.5%)
- ・保育所8 (6.3%)
- ・全般的に6 (4.7%)
- ・育成金1 (0.8%)
- ・障害者7 (5.5%)
- ・恵まれない子1 (0.8%)
- ・その他13 (10.2%)
- ・なし35 (27.3%)
- ・わからない9 (7.0%)

■「老人の立場は向上していると思う」が4割でした。

ここ数年、老人問題は特定の家庭の問題から全家庭の問題となってきたといえま

す。そこで八尾市ではどのような意識をもっておられるかをアンケートしてみました。

家庭内での老人の立場は向上してきたと答えた人は41%もあり、低下していると答えた人は17%でした。若夫婦が親と別居するという最近の世相にもかかわらず、老人の立場は向上してきていると一応いえるのでしょう。

しかし、これは経済的に恵まれているから向上していると思うと答えた人が多く物心両面から向上しているということではないようです。

老人に対する市の福祉行政については、「いまのままでじゅうぶんである」と答えた人はわずか5.5%で、大多数の人が不備な点を指摘しています。

とくに「いこいのセンター」など、老人のための施設をふやすべきだと答えた人が36.7%と最も多く、敬老金の増額、老人を大切にしようと市がPRせよがほぼ同数でした。

問1で老人の地位向上をあげた人が41%もあったのに「もっと大切に」をRPせよという人が20%もあるのは、精神的にはいまひとつということを示しているのではないのでしょうか。

現在、65歳以上の人で自宅にいる人は31%で、そのうち仕事を持つ人、さがしている人は50%あり、65歳をすぎても勤労意欲はじゅうぶんで、これらの人の意欲をいかに導びくかはこんこの老人問題の大きな課題となるものと思われます。

■身体の不自由な人に対する関心度もかなり高くなっています。

身体障害者、精神薄弱者、し体不自由児などの問題については60%の人が給付金、訓練所のあることを知っており、みんなが関心を持って考えていると考えられます。

ちびっ子広場については半数以上が増設をのぞんでいます。現在ちびっ子広場(児童遊園を含む)は53カ所ですが、増設をするため、土地を持っておられる人に、土地を借していただくようお願いしています。もし提供してもよいと考えておられる方がありましたら市児童課までお知らせください。

また、心配ごと相談、結婚相談も72%とよく知られていることがわかりました。

■老人問題に力を入れてほしい

福祉行政の中で最も力を入れてほしいものは老人問題、こどもの遊び場、保育所の順でしたが、老人問題では…老人ホームを昼間だけ一般家庭の老人にも開放し、老人に心のうるおいと話し相手をあててほしい…すべての老人ホームを無料に…物価が値上りしているので敬老金を増額してほしい…老人たちが集まって話しあえるいこいのセンターの設置等を希望しました。

### 電話アンケート

電話アンケートは市民のみなさんの声を市政に反映させる公聴活動の一つとして行なっているもので、市内の電話番号簿から約180世帯を抽出し、一つの問題について公聴課から直接電話でアンケートに回答していただくものです。

抽出される世帯は毎回変えてあります。公聴活動はこの電話アンケートだけではなく、市長に手紙を出す運動、市民意識調査、各種相談などいろいろな方法で行ないますが、総体的なご意見を知る一つの手がかりとして電話アンケートを行ないます。もしこのアンケートの電話がありましたら、ご協力いただきますようお願いいたします。







# やお市政だより

第428号

7

昭和46年3月20日

## 児童のページ

### 【八尾の歴史】 れき し

#### 最終回

明治20年に一時八尾町となりましたが、22年の市町村制で村制をしき、36年、中河内郡で最初の町制をしきました。

アメリカやインドの綿の輸入によって、急激に衰退した木綿（もめん）作りにかわって大阪市街（おおさかしがい）の近郊地（きんこうち）として野菜（やさい）や花卉（かき）の栽培が盛んになりました。

また、ねん糸、紡績（ぼうせき）、マッチ、ブラシなどの近代工場が営（い）となまれはじめました。

八尾、久宝寺御坊の間に、沿道（えんど）せましと開かれたお逮夜市（たいやいち）は、中河内平野一帯の消費物資（しょうひぶつ）の定期大市場（ていきだいいちば）として重要なものとなりました。

明治22年、湊町、柏原間に鉄道がしかれ八尾停車場（やおていしゃじょう）がもうけられました。

これより前、明治5年の初め、成法寺（じょうほうじ）に第13区御学校がもうけられ、新教育のはじめをつくり、同8年は、小学教員育成のため八尾予備学校がもうけられました。

また、同年6月には、植松（うえまつ）に堺医学校（さかいいがっこう）分校がもうけられ、長崎司馬太郎（ながさきしばらう）がその出勤医（しゅきんい）となりました。

同28年には、府立第3尋常中学校（しんじょうちゅうがっこう）が設立（せりつ）され、生産、交通、文化の中心街となりました。

#### 現代（げんだい）

大正2年、三木本村（みきもとむら）は、南河内郡下の太田（おおた）と合併（がっぺい）して大正村となり、昭和2年、竜華村（りゅうげむら）も町制をしきました。

この年、山本に府立八尾商業女学校が設立されました。

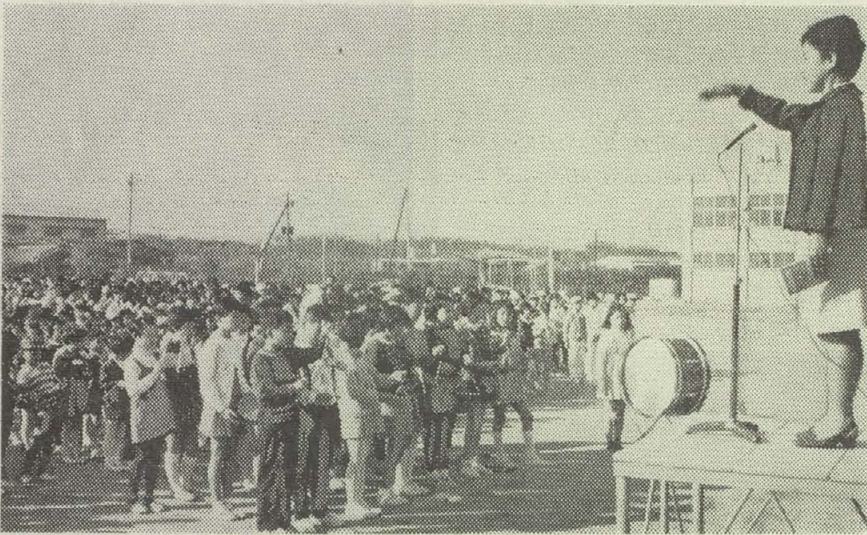
大正12年、今の近鉄が奈良線布施からわかれて八尾に通じ、大阪線が開通しました。

昭和23年4月、八尾、竜華、久宝寺、大正西郡の5町村を合併し、八尾市となり、同30年2月、福万寺と上之島地区を編入、4月にはこれより前に町制をしいた南高安町と高安村、曙川村を併合（へいごう）、32年4月には志紀町をあわせました。

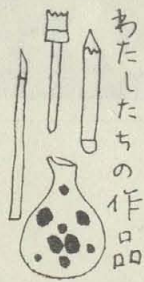
39年4月には、大和川（やまとがわ）北岸の若林地区（わかばやしちく）を編入しました。

（おわり）

### わたしたちの学校———《大正小学校の巻》



希反省  
望王省



の山  
春里

私たちの学校は、八尾市の一番南にある学校で、南は大和川、北は飛行場にはさまれています。

朝会は、パラエティにとんでいて毎日の楽しみです。月曜日は、お話朝会で、校長先生からいろんなお話を聞きます。火曜日は、全校の友だち 970人が、運動場で元気よく体操やリズム運動などの体育朝会です。水曜日は学級朝会で、学級の中での問題を、みんなで話し合います。木曜日は放送朝会で、校内ニュースを聞いたり、各学級を訪問して、学級の様子などを楽しく聞きます。金曜日はお話朝会で、児童会からの連絡や生活目標がしっかり守れたかを反省します。土曜日は、みんなで元気に、器楽合奏したり、歌ったりできるのでとても楽しい音楽朝会です。

展示会もいろいろあります。図画作品展や夏休みの作品を展示する創意くふう展、書初め展、かべ新聞展、共同製作展など、ひとりひとりが努力したものや、みんなで協力して仕上げたものを、講堂に展示し、鑑賞します。

毎日の掃除も、低学年と高学年が一つのグループになって掃除します。私たちがまじめにすると、低学年の人まじめにしてくれます。低学年の人がまねをするので、高学年はなまけられません。

ろうかでああうと、「掃除のねえちゃんや」と、いってきます。他の学年の人たちと、なかよになれたことがとてもうれしいです。

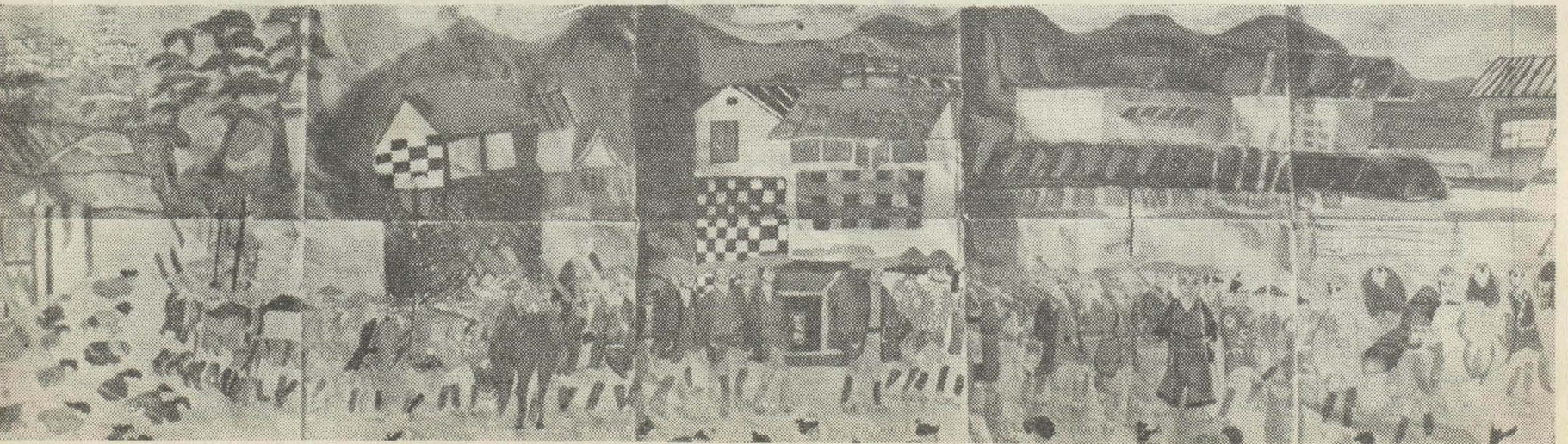
どうしよう こんな時 3年 女

「こそこそこそ。」  
とないしょでいわれた  
「何を話しているの。」  
「ううん、なんでもないよ。」  
でも、あの子は気にしているだろう  
いってしまおうかな  
でも、いえない  
だれにもいわないと、やくそくしたんだもん  
「ごめんね。」

おにいちゃん 2年 男

ぼくのおにいちゃんは、ぜんそくもち  
せきが出ると  
「やめろ。」というてやる  
ちょっとだけましになる  
ぼくが、からだにさわると  
おにいちゃんは、すぐ  
「やめろや。」というて、おこる  
「おにいちゃん、あんまりおこると、からだにわるいぞ。」というてやる  
そしたら、すぐやさしくなる  
おにいちゃん。

●同じ人間なのに、どげざをしている人がいます。人間が人間を差別する。このようなことでよいのでしょうか。







# やお市政だより

第428号

8

昭和46年3月20日

## 市の話題



### ●老人ホームにマッサージの愛の定期便がとどきました

市立養護老人ホーム（菖浦茂寮長）へ2カ月に1回、マッサージの愛の定期便が続いています。

この定期便は、八尾理療師会（野木仁会長80名）の奉仕団員で「身よりもなく淋しくすごしている老人たちに肩でももんでなごやかに暮してもらおう」と行なっているものです。

5日、市内のマッサージ師4人が、同ホームで1老人に約1時間、肩や手足をもみほぐし老人の疲れをいやしました。

### ●身障者に携帯用プザーが寄付されました

こん月2日、市役所市民相談室に中年の男の人が訪れ、「頼まれて持ってきました」と身体障害者福祉会に於てた小さなつみ物を置き、名前も告げずに立ち去りました。

同福祉会で開けたところ、中に「交通事故の多いとき身体障害者の方々のお役に立ててください」との手紙と電池式の携帯用プザー50個が入っていました。

同福祉会では「目の見えない重度障害者などから優先的に利用してもらい、効果があつたので他の障害者にも必要であれば購入したい」と話していました。



### ●長池小6年生が卒業記念に大版画をつくりました

3月17日に長池小（西谷末造校長）を巣立った6年生103名が、ベニヤ板の版画と高さ3.5mのトーテムポール6本を卒業記念として残しました。

これは、同校が44年4月開校の新設校のため、うるおいのある施設がまったくなく、何かを記念として後輩に残そうと話し合った結果、行なったものです。

2月中旬から、グループごとに題材を決め彫り始めましたが、「御所車」や「電車」の版画は、先生もびっくりするほどのできばえでした。

### ●外環状線でタンクローリなど街頭取締り

こん月2日、外環状線で市消防本部は府、府警らと協力して、タンクローリ、高圧ガス輸送車などの街頭取締りを行ないました。

これは、春の火災予防運動の一つとして行なったもので、この日検査を受けたのは、タンクローリ13台、高圧ガス輸送車5台など計28台。そのうち不良のあったのは、13台で危険物については、許可品目外取扱い、標識の不良、またはなしが目立ちました。



### ●八尾養護学校で卒業式が行なわれました

府立八尾養護学校（関俊一校長）の小学部第4回、中学部第2回卒業式が9日、午前10時から同校で行なわれました。

この日卒業したのは、小学部14名、中学部23名で、小学部14名はそのまま中学部に進学します。また、中学部の23名については、各種施設に入って養護学校と同じ訓練を受ける



のが7名、併設の高等部に進学するのが12名などです。

午前10時から始まった式では、在校生、父兄、それに出身学校の校長、教頭先生の拍手に迎えられて着席、小学部から順に、関校長から卒業証書、タンザクをもらい大喜び。

式が終わったあと、在校生のほたるの光に送られて泣きながら巣立ちいく子どもたちの姿を見て、母親たちも長年の労苦を思い出してかハンカチで目をおおう姿が見られました。

## しあわせを築く道

### ■終わりにあたって

昨年の4月から、人権作文と、教育、環境、産業と就職の問題、生命と健康、主な差別事件と、さまざまな面から部落問題を考えてきました。今回は、そのまとめを行なってみようと思います。

日本国憲法第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と定められています。

しかし、このことが実際に保障されているといえるでしょうか。

現実には、部落差別は存在し、基本的人権が侵害されているという事実が、存在するのです。

同和対策審議会答申は、このことを明記し部落問題の解決の責務は、国・および地方自治体・行政にあるとしています。

明治4年、太政官布告——解放令が出されながら、何ら具体的・実質的施策がなされなかったために、部落差別が拡大再生産されてきたということ。

基本的人権を全ての国民に保障するための行政施策を、やってこなかったということ。このことを明らかにしているわけです。

部落問題は、国民生活の諸問題の集中したものです。



### 同和問題入門——49

今や国民的な問題となっている都市問題は未解放部落に典型的に、集中的にあらわれているのです

基本的人権の確立は、私たち国民の力によってのみ、なされるものです。

日本国憲法は、多くの国民の犠牲のもとに確立されたものですし、世界人権宣言は、長い人類の歩みの中で発せられたものです。

日本国憲法を紙一枚のものにするのではなく、実質的に保障されていくか否かは、私たち国民の力なのです。国民の不断の努力が、必要なのです。

部落解放同盟をはじめとする国民諸階層による部落解放運動は、同和対策審議会・同和対策特別措置法をつくらせ、それにもとづく部落解放総合計画の樹立と実施を要求するにいたっております。

50年にもわたる解放運動の力は、未解放部落の生活改善を実現させています。私たち八尾市民は、この経験に大いに学ばなければならないのではないのでしょうか。

私たち八尾市民全ての基本的人権を確立し生活をよりよくしていくために、力を結集しなければならぬのではないのでしょうか。

未解放部落の生活改善、基本的人権の確立を第一歩として、私たち全ての市民の基本的人権の保障を実現していくようではありませんか。